

町営住宅入居者募集要項

町営住宅「廻渕団地1号棟」の入居募集を下記のとおり実施します。

1 募集住宅

公営住宅廻渕団地1号棟（世帯用）

2 所在地

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1182番地

3 募集戸数

3戸

4 間取り及び床面積等

建設年度：平成元年度

構造：鉄筋コンクリート造3階建て

床面積：67.73㎡

間取り：2DK



5 住宅料（参考）

月額収入の範囲	0～104,000	104,001～123,000	123,001～139,000	139,001～158,000
住宅使用料	15,500	17,900	20,500	23,200

※別途、共益費2,000円（月額）が加算されます。

6 募集期間

令和7年5月14日（火）～

7 応募方法

入居を希望される方は、五ヶ瀬町役場総務課に申込用紙をご用意いたしておりますので、必要事項をご記入のうえ、お申込ください。なお、お申込にあたっては各種証明書が必要になります。詳しくは、別表をご参照ください。

8 入居可能となる日

入居にかかる手続き終了後

9 選考方法

町営住宅入居者選考委員会により入居者を決定します。選考結果については、応募者全員に文書で通知いたします。

10 お問い合わせ先

五ヶ瀬町役場 総務課 防災管財係

電話：0982-82-1700／FAX：0982-82-1720

11 入居資格、条件等

(1) 入居資格

①現在同居している、または今後同居する予定の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事柄の方、その他今後結婚の予定のある方を含む。）がある方。

②公営住宅法で定められている収入金額を超えないこと。

※一般世帯は月額収入が15万8千円以下であること。

※裁量階級（高齢者、障害者世帯、災害被災者など）は月額収入が21万4千円以下であること。

(2) 入居の基準

①住宅以外の建物または場所に居住しているか、保安上危険または衛生上有害な状態にある住居に居住している方。

②他の世帯と同居して、著しく生活上の不便を受けている方、または住居が無いため親族と同居することができない方。

③住宅の規模、設備、間取り、世帯構成との関係から衛生上、又は風教上不適当な居住状態にある方。

④正当な理由による立退き要求を受け、適当な立退き先が無いため住宅に困窮している方（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く）。

⑤住宅が無いために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている方、または収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている方。

⑥その他、現に住宅に困窮していることが明らかな方。

12 単身入居

以下の項目に該当する方は、単身の入居が可能です。

①60歳以上の方

②身体障害者福祉法施行規則 1級から4級該当者

③精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 1級から3級該当者

④知的障害者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定されている程度の方）

⑤戦傷病者特別救護法、原子爆弾被爆認定者

⑥生活保護者

⑦海外からの引揚げ者（5年以内）

⑧DV被害者に該当する方で、常時の介護を必要としない方。

13 優先入居

以下の項目に該当する方は、優先入居の対象となります。

①高齢者世帯

②障害者世帯

③著しく所得の低い世帯

④母子世帯、父子世帯

⑤小さな子どものいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯

⑥DV被害者世帯

⑦犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯

⑧中国残留邦人等世帯

別表（公営住宅入居申込に必要なとなる証明書等）

※●印が必要となる書類となります。

	給与所得者	事業所得者 (自営)	年金等 受給者	失業中の者 (無職)	退職予定者	生活保護 受給者	備考
町 営 住 宅 入 居 申 込 書	●	●	●	●	●	●	
健 康 保 険 証	●	●	●	●	●		手元に無い場合は、 「住民票」
所 得 証 明 書	●	●	●	●	●	●	市町村役場
源 泉 徴 収 票	●						1月～5月に申し込みがある場合
収 入 証 明 書	●						勤務先（申込の月の 前月から過去1年）
収 支 明 細 書		●					申込月の前月から過 去1年間
年 金 の 証 書 源 泉 徴 収 票			●				
雇 用 保 険 受 給 資 格 者 証 又 は 離 職 票				●			職業安定所
退 職 予 定 証 明 書					●		勤務先
生 活 保 護 受 給 証 明 書						●	福祉事務所

	婚約中の者	寡婦（寡夫）	障がい者	立退要求を受 けた者	備考
婚 約 証 明 書	●				媒酌人 新郎又は新婦の父母
戸 籍 の 謄 本		●			市町村役場
障 害 者 手 帳			●		
その事実を証明す る 書 類				●	立退きを要求している者